

島本町再生資源集団回収助成金の手引き

【はじめに】

集団回収とは、地域のみなさんが自主的に協力し、資源物を集める場所や日時を決めて資源物を回収し、回収業者に引き渡すことで、売却金を受け取る制度です。すでに集団回収を取り組んでおられる団体はありますが、これらの取組を支援するため「島本町再生資源集団回収助成金交付要綱」を策定しました。

この要綱を活用することにより、集団回収を行う団体に対して資源物の回収量に応じ、町が助成金を交付する制度です。交付することにより、ごみの減量化、資源再生利用、環境美化、地域コミュニティの育成及び町内業者の育成を促進することを目的としています。

【申請手続き等】

○ 対象となる団体は？（第2条）

①自治会、こども会、婦人会、老人会、PTA等営利を目的としない団体

②団体の会計報告書などにおいて助成金の報告ができる団体

※例) 自治会の総会資料で、集団回収実施年度の会計報告書の写し 等

○ 団体の登録は？（第3条）

助成金を受けようとする団体は、事前に登録が必要となります。（様式第1号）

添付書類は必要ありません。

なお、一度登録すれば再度登録の書類は必要ありませんが、登録団体の代表者の変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。（様式第6号）

○ 業者の登録は？（第4条）

業者登録についても、団体と同様、事前に登録が必要となります。（様式第2号）

添付書類は、回収する再生資源の種類に応じ、「法令に基づく許可書又は届出の証を有する書面の写し」が必要となります。

また、業者についても、一度登録すれば再度登録の書類は必要ありませんが、代表者等の変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。（様式第6号）

○ 助成対象となる品目は？（第5条）

①空き缶、②新聞、③雑誌、④ダンボール、⑤紙パック、⑥古布

○ 助成金額は？（第7条）

10キログラム当たり5円。

ただし、町内に主たる事務所を置く業者に引き渡した場合においては、10キログラム当たり7.5円。

○交付申請及び交付請求は？（第8条）

交付申請

1月1日から12月31日までの間に集団回収で回収した対象品目について、翌1月末までに申請書を提出してください。（様式第3号）

添付書類は、「登録業者発行の計量伝票」、「集団回収助成金を実施したことのある団体は前年度の会計報告書の写し」が必要となります。

なお、計量伝票については種類、量がきっちりと書かれているかどうか確認してください。

交付請求

書類審査後、町から「島本町再生資源集団回収助成金交付決定通知書」（様式第4号）を送付いたしますので、通知書が届き次第、「島本町再生資源集団回収助成金交付請求書兼口座振替支払依頼書」（様式第5号）を提出してください。

届き次第、速やかに助成金の支払い事務を進めます。

※ 〈手続きのフロー図〉

